令和2年8月28日(金) 午後2時~4時 横浜市庁舎18階共用会議室 みなと6・7

第66回 横浜市屋外広告物審議会

1 次	く第	
(1)		開会
(2)		審議事項
ア	,	広告物活用地区の基準の変更について
イ	;	横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について
(3)		報告事項
ア	•	禁止地域の指定について
イ		令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について
ウ		屋外広告物の安全点検まち歩きについて
工	. ;	横浜市屋外広告物条例の改正について
(4)		閉会
2 酢	引付	資料
(1)	委	員名簿
(2)	席	次表
(3)	広	告物活用地区の基準の変更について・・・・・・・・【審議事項ア】
(4)	横	浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について
	•	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【審議事項イ】
(5)	禁	止地域の指定について・・・・・・・・・・・・【報告事項ア】
(6)	令	和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について・・・【報告事項イ】
(7)	屋	外広告物の安全点検まち歩きについて・・・・・・・【報告事項ウ】
(8)	横	浜市屋外広告物条例の改正について・・・・・・・・【報告事項工】

第32期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

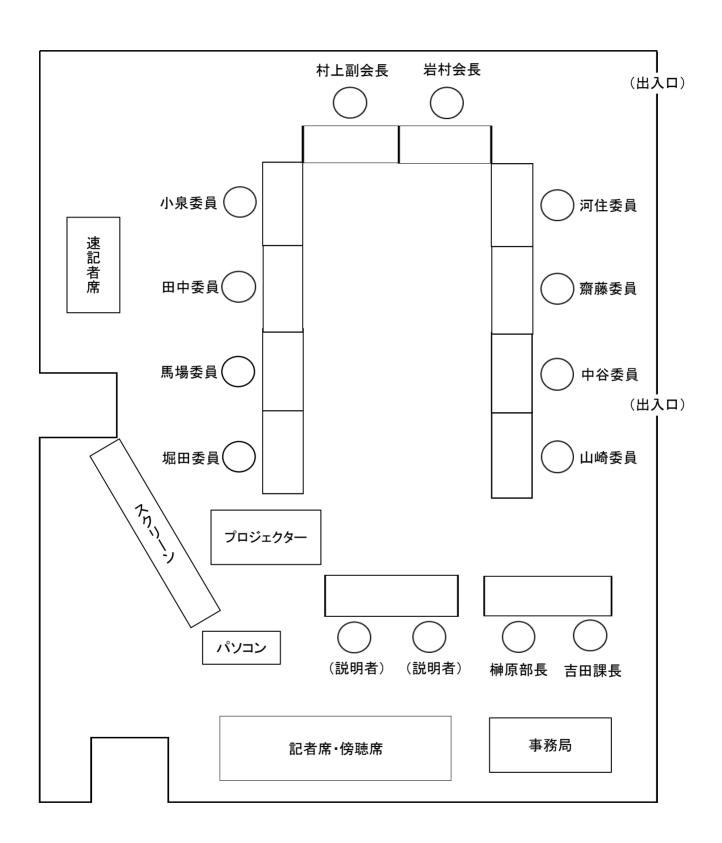
任期 平成30年12月 1日から

令和2年11月30日まで

	氏	名	役 職 名					
会 長	岩村	和夫	東京都市大学名誉教授					
副会長	村上	弘一	横浜市商店街総連合会副会長					
委員	河住	志保	弁護士					
IJ	小泉	雅子	多摩美術大学教授					
IJ	齋藤	貫	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長					
"	田中	喜芳	人間行動学博士					
IJ	中谷	忠宏	横浜商工会議所議員					
"	馬場	勝己	横浜市町内会連合会委員					
〃 堀田 久史			横浜市屋外広告美術協同組合理事長					
IJ	山崎	洋子	作家					

【第66回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場: 横浜市役所共用会議室みなと6・7



第66回横浜市屋外広告物審議会資料

広告物活用地区の基準の変更について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に伴う広告物活用地区の指定について、第

63回屋外広告物審議会において、その指定を認める方向でご了承いただきました。しかし、同大会は2021年に開催延期の決定がなされています。それに伴い、屋外広告物 の掲出も同様に設置が順次見送られているところです。屋外広告物は同大会を盛り上げるために欠かせない重要な景観要素であることからも、この広告物活用地区制度は利用でき る状態にしておく必要があります。

そこで、「広告物活用地区の指定期間の変更」について、条例第47条第4項の規定に基づ き諮問します。

広告物活用地区の概要

活力ある街並みを形成するため、広告物を積極的に活用する必要があると認めるとき は、当該区域を広告物活用地区に指定できます。そして、当該地区内に屋外広告物の規模などについて固有の基準を設けられるため、通常の基準より緩和することができま

この制度により、特例許可の手続を経ずに大型の屋外広告物を表示することなどがで きます。

期間

令和2年1月4日から **令和3年 12月 31日** まで ※広告物活用地区の指定期間について、「令和2年1月4日から令和2年12月31日ま で」を「令和2年1月4日から令和3年12月31日まで」に変更します。

地区 3

神奈川区、西区、中区及び港北区

4 対象

大会組織委員会、神奈川県、横浜市及び大会公式パートナー

横浜市市民局が行う都市装飾に関するスケジュール



※2020年と同じスケジュールの場合(2021年は未定)

参考資料 6

令和元年 12 月横浜市告示 368 号

【参考条文】

○横浜市屋外広告物条例

(広告物活用地区) 第10条第2項

(横浜市屋外広告物審議会) 第47条第4項

審議事項ア 資料 第66回横浜市屋外広告物審議会資料

横浜市告示第 368 号

横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該区域の基準

横浜市屋外広告物条例(平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。)第10条の規定により指定する区域及び基準を次のように定めたので、条例第48条の規定により次のとおり告示し、令和2年1月4日から施行する。ただし、指定した区域及び基準は、令和2年12月31日で廃止する。

令和元年12月25日

横浜市長 林 文 子

1 条例第10条第1項の規定により指定する区域(以下「指定区域」という。)

指定区域は、横浜市神奈川区、西区、中区及び港北区とする。

- 2 条例第10条第2項の規定により定める基準
 - 指定区域の基準は次のとおりとする。
 - (1) 対象となる屋外広告物

次に掲げる者が掲出するオリンピック・パラリンピックの広告物等とする。

ア 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員 会

- イ ワールドワイドオリンピックパートナー
- ウ 東京 2020 オリンピックゴールドパートナー
- エ 東京 2020 オリンピックオフィシャルパートナー
- オ 東京 2020 オリンピックオフィシャルサポーター
- カ ワールドワイドパラリンピックパートナー
- キ 東京 2020 パラリンピックゴールドパートナー
- ク 東京 2020 パラリンピックオフィシャルパートナー
- ケ 東京 2020 パラリンピックオフィシャルサポーター
- コ 神奈川県
- サ 横浜市
- (2) 禁止物件の適用除外

条例第7条第1項第1号、第8号及び第11号並びに同条第3項の規定の適用を除外する。ただし、車道の路面には、広告物を表示してはならない。

(3) 広告物等に係る基準

次に掲げる広告物等は、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物その他の工作物の外面を利用する広告物等(ただし、はり紙、はり札等は除く。)

- イ 建築物から突出する形式の広告物等
- ウ 広告塔及び広告板
- 工電柱、街灯柱その他支柱を利用する広告物等
- オ 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
- カアドバルーン
- (4) 前号に掲げる以外の広告物等に係る基準等は、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条に規定するそれぞれの広告物等の基準とする。
- 3 指定期間
 - 令和2年1月4日から令和2年12月31日まで

デザインマンホールの継続設置について

1 概要

名称	デザインマンホール (鋳鉄製)
広告物の種類	広告板
設置場所	桜木町駅前広場(みなとみらい 21 中央地区)
⇒小 里 ## ##	令和2年10月1日から令和5年9月30日まで(3年間)
設置期間	(現在の許可期間:令和元年8月5日から令和2年9月30日)

2 事務局としての考え方

(1) 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例の可否について(変更なし)世界的に有名なキャラクターであるピカチュウをデザインに用いることで、①横浜市の魅力を国内外にSNS等で発信し都市ブランドの向上、観光客促進をはかること、②下水道事業そのものに興味を持ってもらうこと、を目的としており、「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2) 設置期間の妥当性(変更点)

鋳鉄製のため劣化しにくく、現在の設置状況も設置当時と変更がなく景観を阻害する要素も認められないことから、設置期間は通常の広告板と同様に3年間が妥当と考えます。

3 関係法令

- ○横浜市屋外広告物条例
- (禁止物件) 第7条
- (許可) 第9条
- (広告物等に係る基準等) 第16条
- (変更及び継続の許可等) 第18条
- (許可の特例) 第19条
- ○横浜市屋外広告物条例施行規則
- (広告物等に係る基準等) 第6条

報告事項ア 第66回横浜市屋外広告物審議会資料

横浜市告示第 118 号

横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域の一部改正

横浜市屋外広告物条例(平成23年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号、第5号及び第6号の規定に基づく指定地域の一部を次のように改正し、令和2年3月22日から施行する。

令和2年3月13日

横浜市長林
文子

条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域の表中

市道高速神奈川 横浜市内の区域 道路の中心線から水平距離7号横浜北線 50メートル以内の地域 (路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)

を 「

市	道	高	速	神	奈	Ш	横	浜	市	内	0	区	域	道	路	0)	中	心	線	カゝ	ら	水	平	距	離
7	号	横	浜	北	線									50	メ	_	卜	ル	以	内	\mathcal{O}	地	域	(路
														面	\mathcal{O}	高	さ	か	5	上	\sim	15	メ	$\overline{}$	1
														ル	ま	で	\mathcal{O}	範	囲	内	に	限	る	0)
高	速	横	浜	環	状	北	横	浜	市	内	\mathcal{O}	区	域	道	路	\mathcal{O}	中	心	線	か	ら	水	平	距	離
西	線													50	メ	$\overline{}$	\vdash	ル	以	内	\mathcal{O}	地	域	(路
														面	\mathcal{O}	高	さ	カュ	5	上	\sim	15	メ	_	1
														ル	ま	で	\mathcal{O}	範	囲	内	に	限	る	0)

に改める。

令和2年度横浜サインの普及啓発に関する事業について

1 横浜サインの定義

機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物

2 事業の目的

「横浜サイン」の理念のもと、「建築物との調和」や「周辺の景観」に配慮した広告物について普及啓発に取り組み、事業者や市民の関心を高めて魅力的な広告物を増やすことで、魅力ある景観を形成し、賑わいを創出するとともに観光の振興を図ることを目的とします。

3 令和2年度のテーマ

「サインを通した魅力ある景観づくり」

4 令和2年度の方針

令和3年度横浜サイン賞に向けた周知期間と位置づけ、パネル展及び講演会等の 実施を予定しています。

5 パネル展

(1) パネル展を実施するねらい

ひろく市民の方々を対象としますが、とりわけ未来のまちづくりを担う若年層を中心に、横浜サイン及び横浜サインがもたらす魅力的な景観への関心を高めることをねらいとします。

(2) 実施時期

令和2年10月1日(木)から10月5日(月)まで

(3)会場

横浜新都市ビル 9F シビルプラザ (開場時間:10 時~20 時)

(4) 展示方法

今年度のテーマに沿った広告物を選定し、併せて昨年度及び一昨年度のパネルを 再利用して展示することを予定しています。

各パネルに対し、製作者やデザイナーまたは選定理由等の解説を表示するなど展示方法を工夫し、横浜サインに対する理解の推進を図ります。

なお、本事業は神奈川県広告美術協会と協力して実施します。

(5) 会場イメージ





6 講演会等

市民の方々の横浜サインへの理解を深めるとともに、令和3年度に実施を検討している横浜サイン賞に向け、誘導効果や関心を高めることをねらいとし、3月1日 (サインの日) 前後の実施を検討しています。

商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について

商店街の店舗の看板は、規模が小さく、その多くは屋外広告物許可申請が不要となります。そのため、商店街の店舗の多くが、許可申請の際に必要となる、看板の点検を行っていないと考えられます。そこで、平成30年度より、商店街、一般社団法人神奈川県広告美術協会(広告業団体)、横浜市が一緒に地元商店街を歩き、実際に看板を見ながら、日頃の点検ポイントを解説することで、商店街に存する看板の安全性を高め、市民の安全を図ることを目的とする「安全点検まち歩き」を実施しています。

今年度も実施に当たり、看板の安全性のPRを兼ね、募集チラシを横浜市商店街総連合会に加盟するすべての商店街(259団体)に送付しました。

1 スケジュール

令和2年7月 商店街にチラシ (別添)を配布して募集

8月末 申込締切

9月~12月 安全点検まち歩きを実施

2 当日の流れ

- (1) 商店街の会議室等を利用し、スライドを用いた事前説明
 - ア 屋外広告物落下事故等の例について
 - イ 屋外広告物の安全点検箇所のポイントについて
- (2) まち歩き(実地確認) 安全管理上問題のある看板の指摘
- (3) まち歩きの振り返り
- 3 令和元年度の実施結果

実施日	商店街	加盟店舗数	指摘箇所数
天心口	问心也	(単位:件)	
10月28日	弘明寺商店街協同組合	118	7
11月11日	中華街関帝廟通り会	60	8
11月18日	杉田商店街	84	8
11月25日	イセザキ・モール1・2st	130	11
12月9日	菊名東口商栄会	79	14

みんなで守ろう商店街を!





屋外広告物の安全点検まち歩き

屋外広告物(看板)の落下事故が全国的に発生しており、中には人命に関わるような重大事故 となったケースもあります。看板を設置してから年数が経ち、見慣れてしまうと、安全かど うかを意識することも少ないかもしれません。

しかし、事故を起こさないためにも日頃の点検は大切です。

そこで、横浜市では、屋外広告物の専門家(屋外広告士等)と協力して、「安全点検まち歩き」 を実施することとしました。

「安全点検まち歩き」は、商店街の看板を単に専門家が点検するのではなく、商店街の皆様 にも一緒に商店街を歩いていただき、実際の看板を見ながら、日頃チェックすべきポイント などをお伝えさせていただくものです。

実施は申込制です。是非この機会をご活用ください。

※申込方法は裏面をご覧ください。







お店の顔である看板を一緒に点検しましょう!

※申込後の流れ

- (1) 実施時期をご相談します。 (年内を予定しております)
- (2) 実施時期の決定後、専門家が事前に調査します。
- (3) 商店街の皆様、専門家、横浜市が一緒にまちを歩きながら看板の点検をします。 (商店街の大きさにもよりますが、2~3時間ほどお時間を頂きます)
- (4)後日、横浜市から商店街に報告書を提出します。
- (注1)今回の取組では、看板を取り外すような専門的な点検は行いません。歩きながら目視 による点検となります。

(注2)点検費用について、商店街の負担はありません。

■お問い合わせ先:横浜市都市整備局景観調整課 電話番号 045-671-2648

申込方法

電話、郵送、ファックス、Eメール、直接来庁のいずれかで必要事項とともにお申し込みください。

横浜市商店街総連合会に加盟する商店街から数団体募集いたします。

応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

申込締切日:令和2年8月31日(月)

<必要事項>

商店街名、担当者名(ふりがな)、電話番号

<申込先・お問い合わせ先>

電 話 番 号:045-671-2648 ファックス:045-550-4935

E メール: tb-okugai@city.yokohama.jp

郵送・直接来庁:横浜市都市整備局景観調整課(新市庁舎 29階)

<アクセス>※新市庁舎へ移転しました。



₹231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地10

- ・みなとみらい線馬車道駅 1 C出入口直結
- ・ J R・市営地下鉄桜木町駅 徒歩5分

屋外広告物の安全点検まち歩き 申込書

Ē	商店街名※	(所 在 区) (店舗数)
連	ふりがな 氏 名 ※	
絡 担 当	電話番号※	
者	Eメール	

※必ずご記入ください。

このままファックスでお送りいただければ結構です(FAX 045-550-4935)

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も溶とします!

平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、通行人を直撃して意識不明の重症を負わせる事故が発生しました。 屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう!

安全管理って 何をすればいいの?

危険の兆候をチェック! 早期発見が事故を防ぎます

サビ

鉄骨やボルトのサビは破損の第一歩



汚れ

サビ汁が たれていたら、 内部が腐食している かも?!



ズレ・欠落

盤面のズレや 取付具の欠落は 落下の前触れ



照明不点灯

漏電の場合は 火災の危険も



サビが出てるけど、どう対処したら・・

見つけたら専門家に相談! 早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、 放っておくと取替えや大規模補修により<mark>多額の費用</mark>がかかり、 事故が発生した場合は<mark>賠償責任</mark>を問われることもあります。





ポール看板の倒壊

袖看板の底部脱落

今は大丈夫だけど、 定期点検って忘れそう

継続申請時に総合点検! スケジュール化で持続可能に

看板は会社やお店の「顔」です。 いつでもきれいでいるために、保守点検のスケジュール化が有効です。 屋外広告物継続許可申請のタイミングでしっかりと安全点検を行いましょう! 定期的なメンテナンスで、あなたの看板は美しく長持ち! 専門家に 見てもらいたいな

屋外広告業登録業者をご活用ください

横浜市では、屋外広告業者の登録制度を導入し、不良業者の排除と優良業者の育成 を推進しています。

安全管理に関するご相談やメンテナンスは、登録業者に頼みましょう!

登録業者は横浜市のウェブサイトで確認できます。

横浜市トップページ>事業者向け情報>都市整備>屋外広告物について

>屋外広告物の手続き

>横浜市屋外広告業登録業者一覧、横浜市屋外広告業特例届出業者一覧

■一般社団法人 神奈川県広告美術協会 電話:0463(74)4575 ■横浜市屋外広告美術協同組合 電話:045(261)8202

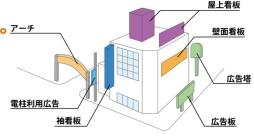
屋外広告物の ルールについて

屋外広告物の主なルールについて

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に 対する危害の防止を図ることに努めています。

- ○広告物等を表示又は設置するときは横浜市長の許可が必要です。
- ○屋外広告物は、用途地域別の大きさ等の制限があります。
- ○横浜市内で屋外広告業を営む方は、横浜市に登録又は特例届出が必要です。

○法や条例に違反した場合には、罰則があります。アーチ



屋外広告物に関する事は どこに聞けばいいの?

屋外広告物の許可申請窓口にお問い合わせください

横浜市 都市整備局 景観調整課(屋外広告物担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2648 FAX 045-550-4935

E-mail tb-okugai@city.yokohama.jp

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/

横浜市屋外広告物条例の改正について

1 改正を必要とする理由

現在の横浜市屋外広告物条例は平成23年10月から施行していますが、プロジェクションマッピングなど条例制定時に想定していなかった屋外広告物への対応や、屋外広告物の落下事故防止のため安全性の確保が求められています。

そこで、これらの問題に対応するため、条例及び規則改正の検討を開始します。

2 条例等の主な改正内容

別添資料のとおり

3 条例改正までの予定(案)

	令和3年 2月頃	4月頃	8月頃	9月頃	11 月頃	12 月頃	令和4年 1月頃	4月1日
条	屋外広告物	パブリック		横浜市会	条例改正			条例施行
条例改正	審議会での	コメントの		での審議	の公布			
正	審議	実施						
規			屋外広告物			意見公募	規則改正	規則施行
規則改正			審議会での			の実施	の公布	
正			審議					

条例等の主な改正内容

1 プロジェクションマッピング及び観覧車等の照明演出に係る屋外広告物について

プロジェクションマッピング及び観覧車等の照明演出は、大きさや表示内容等が常時変更 現 可能で広範囲に訴求できる高度な技術を駆使した新たな表現手段であり、これらの広告媒体 状 の活用が、まちの活性化や都市の魅力向上につながると期待されています。 ①イベントによる短期間の表示でも**面積の規制**を受けるため、壁一面を活用したプロジェ クションマッピングの投影や観覧車の全面を利用した照明演出による表示をすることは出 来ません。 問 題 点 ②プロジェクションマッピングや観覧車等の照明演出は大きさ、表示内容が常時変更可能 で広範囲に訴求できることから、景観、周辺環境及び道路交通の安全に配慮が必要です。 イベントを盛り上げるためのプロジェクションマッピング及び観覧車等の照明演出を積 極的に活用できるようにする他、プロジェクションマッピングについては常設表示の基準 検討事 について検討します。一方で、広告媒体が大きいため、景観や周辺環境への影響が懸念され ること、また、道路交通の安全への配慮も求められることから、必要な範囲で規制を行いま す。

2 屋外広告物の専門家による点検、管理の義務化について

現状	近年、大型台風などの災害や老朽化により屋外広告物が落下する事故が全国で発生していることから、 屋外広告物の安全性の確保 がこれまで以上に求められています。
問題点	継続申請において申請者から提出されている点検報告書には条例による義務付けがなされていません。また、屋外広告物を適正に点検、管理するためには、塗装、構造、電気など専門的な知識が必要です。しかし、必ずしも専門家が点検するわけではないため、実効性のある点検の実施がされていないケースもあります。
検討事項	点検報告書の提出を義務化します。また点検にあたり、点検者を原則専門的知識を有する者に限定します。ただし、点検にあたり必ずしも専門家による点検を必要としない広告物もあるため、点検を義務化する広告物の種類を限定します。

3 その他

- ・設置目的に公共性が認められる広告物については、設置主体を国又は地方公共団体等に限定し、合理的な運用をすることを検討します。
- ・イベント開催時に設置される屋外広告物も例外なく申請対象ですが、イベントは短期で開催されることが一般で、イベント終了時は元通りの景観に戻ります。そこで、短期間で設置される広告物については、条例の適用除外とすることを検討します。ただし、設置方法等について確認の必要がある広告物については、イベント開催前に事前協議することを求めることも検討します。